

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 30 日	
越 谷 市 長 殿	
提出者	
住 所 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2	
氏 名 清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所	
(安全・環境グループ)	
電話番号 048-783-3905	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。(埼玉県内他市町村、さいたま市、川越市、川口市を除く)	
事業場の名称	清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所
事業場の所在地	埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 47,366百万円 (令和6年3月末現在)
③従業員数	131人 (令和6年3月末現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙－基本事項)による。

・建設副産物の処理に関する基本事項

工事から発生した建設副産物（再生資源および廃棄物）は以下のように分別・分類、処理を行う

※収集運搬は基本的に委託とする



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所 環境マネジメント管理体制図

清水建設株式会社 東京支店 ⇒ 東京支店EMS管理責任者 ⇒ 東京支店安全環境部
(契約事業者代表者：部長)

東京支店 埼玉営業所 ⇒ 埼玉営業所EMS推進責任者 ⇒ 埼玉営業所EMS推進担当

(排出事業所) 現場管理責任者[建設副産物処理責任者] ⇒ 電子マニフェスト管理
紙マニフェスト管理

※マニフェストA票とB2票、D票、E票照合の上、7年間保管する。(法定保管期間は5年)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	4,776.2 t	5.4 t
	(これまでに実施した取組) ・事業所毎に建設副産物排出量の原単位・リサイクル率の目標を定め、事業所毎に副産物排出の抑制・減量化推進に取組み、分別・リサイクルの促進及び養生材・梱包材の削減を促進し、軽量化運搬への協力を推進している。		
② 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	2,000.0 t	4.8 t
	(今後実施する予定の取組) 令和5年度の発生材の再利用と資材納入の6.0%削減目標とし、発生材抑制に関する社内研修を定期的を実施する。 ・建設副産物排出削減に目標（原単位）を定め、事業場毎に分別リサイクル処理施設・優良工場への排出の細分別化をはかる。 ・解体工事において分別解体をし、リサイクル・再生処理工場に排出計画の促進を行い、減量化推進委取り組む。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物 ⇒ 建設発生土の再利用・有価物へのリサイクル促進 産業廃棄物 ⇒ がれき類・廃プラスチック類・金属くず・廃石膏ボード・汚泥・建設木くず・紙くず・繊維くず・廃油等の分別を強化し収集している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物のリサイクル収集を促進し、各事業場での細分別化の推進を行い、排出減量の目標に取組み分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	4,776.2 t	5.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4,776.2 t	5.4 t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	5.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進した。		

(第5面)

② 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	2,000.0 t	4.8 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2,000.0 t	4.8 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.0 t	4.8 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進する。		
※事務処理欄			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所 環境マネジメント管理体制図

清水建設株式会社 東京支店 ⇒ 東京支店EMS管理責任者 ⇒ 東京支店安全環境部
(契約事業者代表者：部長)

東京支店 埼玉営業所 ⇒ 埼玉営業所EMS推進責任者 ⇒ 埼玉営業所EMS推進担当

(排出事業所) 現場管理責任者[建設副産物処理責任者] ⇒ 電子マニフェスト管理
紙マニフェスト管理

※マニフェストA票とB2票、D票、E票照合の上、7年間保管する。(法定保管期間は5年)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

③ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排出量	10.0 t	0.1 t
	(これまでに実施した取組) ・事業所毎に建設副産物排出量の原単位・リサイクル率の目標を定め、事業所毎に副産物排出の抑制・減量化推進に取組み、分別・リサイクルの促進及び養生材・梱包材の削減を促進し、軽量化運搬への協力を推進している。		
④ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	排出量	8.0 t	0.1 t
	(今後実施する予定の取組) 令和5年度の発生材の再利用と資材納入の6.0%削減目標とし、発生材抑制に関する社内研修を定期的実施する。 ・建設副産物排出削減に目標（原単位）を定め、事業場毎に分別リサイクル処理施設・優良工場への排出の細分別化をはかる。 ・解体工事において分別解体をし、リサイクル・再生処理工場に排出計画の促進を行い、減量化推進委取り組む。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物 ⇒ 建設発生土の再利用・有価物へのリサイクル促進 産業廃棄物 ⇒ がれき類・廃プラスチック類・金属くず・廃石膏ボード・汚泥・建設木くず・紙くず・繊維くず・廃油等の分別を強化し収集している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物のリサイクル収集を促進し、各事業場での細分別化の推進を行い、排出減量の目標に取組み分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
③ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
③ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
③ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
④ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
③ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	全処理委託量	10.0 t	0.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.2 t	0.1 t
	再生利用業者への処理委託量	10.0 t	0.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進した。		

(第5面)

④ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	木くず	金属くず
	全処理委託量	8.0 t	0.1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	8.0 t	0.1 t
	再生利用業者への 処理委託量	8.0 t	0.1 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	（今後実施する予定の取組） ・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進する。		
※事務処理欄			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所 環境マネジメント管理体制図 清水建設株式会社 東京支店 ⇒ 東京支店EMS管理責任者 ⇒ 東京支店安全環境部 (契約事業者代表者：部長) 東京支店 埼玉営業所 ⇒ 埼玉営業所EMS推進責任者 ⇒ 埼玉営業所EMS推進担当 (排出事業所) 現場管理責任者[建設副産物処理責任者] ⇒ 電子マニフェスト管理 紙マニフェスト管理 ※マニフェストA票とB2票、D票、E票照合の上、7年間保管する。(法定保管期間は5年)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
⑤ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	排出量	9.4 t	287.1 t
	(これまでに実施した取組) ・事業所毎に建設副産物排出量の原単位・リサイクル率の目標を定め、事業所毎に副産物排出の抑制・減量化推進に取組み、分別・リサイクルの促進及び養生材・梱包材の削減を促進し、軽量化運搬への協力を推進している。		
⑥ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	排出量	5.0 t	100.0 t
	(今後実施する予定の取組) 令和5年度の発生材の再利用と資材納入の6.0%削減目標とし、発生材抑制に関する社内研修を定期的実施する。 ・建設副産物排出削減に目標（原単位）を定め、事業場毎に分別リサイクル処理施設・優良工場への排出の細分別化をはかる。 ・解体工事において分別解体をし、リサイクル・再生処理工場に排出計画の促進を行い、減量化推進委取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物 ⇒ 建設発生土の再利用・有価物へのリサイクル促進 産業廃棄物 ⇒ がれき類・廃プラスチック類・金属くず・廃石膏ボード・汚泥・建設木くず・紙くず・繊維くず・廃油等の分別を強化し収集している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物のリサイクル収集を促進し、各事業場での細分別化の推進を行い、排出減量の目標に取組み分別を徹底する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
⑤ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
⑥ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
⑤ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
⑥ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
⑤ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
⑥ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
⑤ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	全処理委託量	9.4 t	287.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.8 t	129.5 t
	再生利用業者への処理委託量	5.9 t	287.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進した。		

(第5面)

⑥ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	がれき類
	全処理委託量	5.0 t	100.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	5.0 t	80.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	5.0 t	100.0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	（今後実施する予定の取組） ・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進する。		
※事務処理欄			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

清水建設株式会社 東京支店 埼玉営業所 環境マネジメント管理体制図

清水建設株式会社 東京支店 ⇒ 東京支店EMS管理責任者 ⇒ 東京支店安全環境部
(契約事業者代表者：部長)

東京支店 埼玉営業所 ⇒ 埼玉営業所EMS推進責任者 ⇒ 埼玉営業所EMS推進担当

(排出事業所) 現場管理責任者[建設副産物処理責任者] ⇒ 電子マニフェスト管理
紙マニフェスト管理

※マニフェストA票とB2票、D票、E票照合の上、7年間保管する。(法定保管期間は5年)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

⑦ 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	排出量	33.1 t	
	(これまでに実施した取組) ・事業所毎に建設副産物排出量の原単位・リサイクル率の目標を定め、事業所毎に副産物排出の抑制・減量化推進に取組み、分別・リサイクルの促進及び養生材・梱包材の削減を促進し、軽量化運搬への協力を推進している。		
⑧ 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	排出量	25.0 t	
	(今後実施する予定の取組) 令和5年度の発生材の再利用と資材納入の6.0%削減目標とし、発生材抑制に関する社内研修を定期的を実施する。 ・建設副産物排出削減に目標（原単位）を定め、事業場毎に分別リサイクル処理施設・優良工場への排出の細分別化をはかる。 ・解体工事において分別解体をし、リサイクル・再生処理工場に排出計画の促進を行い、減量化推進委取り組む。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物 ⇒ 建設発生土の再利用・有価物へのリサイクル促進 産業廃棄物 ⇒ がれき類・廃プラスチック類・金属くず・廃石膏ボード・汚泥・建設木くず・紙くず・繊維くず・廃油等の分別を強化し収集している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設副産物のリサイクル収集を促進し、各事業場での細分別化の推進を行い、排出減量の目標に取組み分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	全処理委託量	33.1 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	33.1 t	
	再生利用業者への処理委託量	32.6 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.5 t	
	(これまでに実施した取組)		
	・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進した。		

(第5面)

② 計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
	全処理委託量	25.0 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	25.0 t	
	再生利用業者への 処理委託量	24.0 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	
	(今後実施する予定の取組)		
	・排出削減目標を定め、廃棄物収集運搬の分別収集を行い、優良認定処理業者への処理委託を行い、再生利用委託処理を行って再利用を促進する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。